

令和2年度 就学援助制度のお知らせ（継続）

京都市では、お子さんが、市立小・中学校へ就学するにあたり、経済的な理由により、お困りの保護者に対し、学用品費、給食費等を援助する就学援助制度を設けています。

現在、就学援助を受けている方で継続を希望される方は、申込書を学校に提出してください。

1 就学援助を受けられる方

（表1）次の①～⑥のいずれかに該当する方

申込理由	申込に必要な書類
① 生活保護を受けている方（教育扶助 受給）	・ 申込理由が①～③の方 ・ 申込理由が④、⑤の方で、既にマイナンバー申告書を提出している場合 継続認定申込書のみ提出 ※ただし、④、⑤の方で世帯の中に所得確認が必要となる満16歳以上の方（扶養対象として確認された方を除く）でマイナンバーの申告をしていない方がいる場合は、以下の書類を学校に持参してください。 ↓ ・ 就学援助に係るマイナンバー申告書（※4） ・ 申込者のマイナンバーが確認できる書類【提示のみ】
② 生活保護を受けている方（教育扶助 非受給）	
③ 平成31年4月1日以降に生活保護が停止又は廃止となった方 （世帯変更による場合を除く）（※1）	
④ 児童扶養手当を受給中の方（※2）	↓ ・ 就学援助に係るマイナンバー申告書（※4） ・ 申込者のマイナンバーが確認できる書類【提示のみ】
⑤ 経済的理由により就学困難な状態にある方 （所得要件あり）（※3）	
⑥ その他特別な事情のある方 （火災、地震、水害等不慮の事故や災害など）	学校にご相談ください。

※1 世帯変更による生活保護の停止又は廃止の場合は、学校にご相談ください。

※2 所得審査で基準額を超えていても、児童扶養手当を受給中の方は認定できます。その場合は、児童扶養手当証書の写しを提出してください。

※3 今回不認定となった場合でも、年度途中の失業等により認定ができる場合がありますので、学校にご相談ください。

※4 令和2年1月1日時点で京都市に住民票がない方や、住民票があっても勤務地等の関係で他都市で課税されている方はマイナンバーでの所得調査ができないため、公的機関が発行するいずれかの書類をご提出ください。

- ・ 課税証明書（区役所等で発行、手数料必要）
- ・ 特別徴収税額の決定・変更通知書（勤務先より6月頃に配布）
- ・ 市民税・府民税納税通知書（自営業の場合に市町村から6月頃に送付）

なお、令和2年度の証明書は、6月1日以降に発行が可能となるため、証明書の提出が遅れる場合は学校にご連絡いただき、申込書のみ提出いただくようお願いします。

2 申込期間

（表2）

申 込 日	認 定 日
5月31日まで	⇒ 7月1日

※昨年度に就学援助を認定された方の認定期間は、令和2年6月30日で終了します。引き続き継続を希望される方は、5月31日までの申込をお願いします。なお、6月以降も申込はできますが、認定日により支給が遅れる場合や支給の対象とならない場合があります。新型コロナウイルス感染症の影響やその他やむを得ない事情により提出が遅れる場合は、事前に学校までご相談ください。